

相続登記の戸籍の取り方

○どこに請求するのか？

戸籍謄本・戸籍の附票 《本籍地を管轄する市区町村に請求してください》
住民票・印鑑証明書 《住所地を管轄する市区町村に請求してください》

○どのように請求するのか？

市区町村の窓口（市民課等）に行って頂くか郵送で請求することもできます。
請求される場合、戸籍等の管轄が正しいか 手数料がいくらかかるか
必要書類をご確認下さい
各市区町村によって取扱いが異なる場合がございますので各市区町村にお問い合わせ下さい。

○郵送で請求する場合！

各市区町村のホームページから申請書をダウンロードして頂き、必要事項を記載のうえ
ご郵送ください
なお、手数料を現金で郵送することはできませんので、郵便局で郵便小為替を購入して
頂き、同封してください。

○どんな戸籍をとればよいか？

原則 次の証明書各1通お取り寄せ下さい

被相続人（亡くなられた方）

- ・ 出生から死亡するまでの除籍謄本・原戸籍謄本・戸籍謄本
転籍 婚姻 戸籍法の改正（コンピューター化）等により
新戸籍が編成されています
- ・ 相続人で亡くなった方がいる場合、上記と同じ証明書が必要となります。

最後の住所地を証する戸籍の附票又は除票

※（廃棄処分により証明書で出ない場合は、「除籍等の謄本を交付することができない」
旨の証明書を取得してください）

※登記記録上から最後の住所地の沿革が必要となります。

□相続人

現在の戸籍謄本

遺産分割をする場合は不動産を取得する相続人の住民票、相続人全員の印鑑証明書

法定相続の場合相続人全員の住民票

□戸籍謄本以外に 次の書類が相続登記の際に必要となります。

登録免許税の算定、相続登記に申請漏れをなくするため必要です。

相続登記される物件の固定資産評価証明書 最新年度分

(請求先 市区町村長又は市税事務所等)

被相続人の名寄帳

(請求先 市区町村長又は市税事務所等)

被相続人の権利証書又は登記識別情報通知

○ その他の必要書類

□遺言をされていた場合 遺言書が必要です。

その場合必要書類が変わりますので別途ご相談下さい。